

## 東京都下水道局排水設備工事責任技術者資格試験等実施要綱

平成23年5月25日

23下施排設第34号

局長名

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号。以下「条例」という。）第7条の8第4項及び東京都指定排水設備工事事業者規程（平成13年東京都下水道局管理規程第4号。以下「規程」という。）第12条に定める責任技術者資格試験（以下「試験」という。）並びに条例第7条の8第3項及び規程第13条に定める更新講習を実施するに当たり必要な基本的事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。本条に規定のない用語については、条例及び規程の例による。

- 一 排水設備工事 条例第3条に定める排水設備の新設、増設又は改築をいう。
- 二 排水設備工事責任技術資格者（以下「資格者」という。） 東京都下水道局長（以下「局長」という。）が実施する試験に合格して合格証書若しくは排水設備工事責任技術資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けた者又は更新講習を修了して修了証書若しくは資格者証の交付を受けた者で、合格証書、修了証書又は資格者証に記載された有効期間を満了していない者を言う。

### (試験の実施)

第3条 局長は、条例第7条の7に定める排水設備工事責任技術者として局長の登録を受けるために必要な技術を有する者であることを認定するために、試験を実施する。

### (試験の名称)

第4条 試験の名称は、排水設備工事責任技術者資格認定共通試験とする。

### (試験の内容)

第5条 試験は筆記試験とし、その内容は、下水道に関する一般知識、排水設備に関する法令、事務手続き、設計及び施工並びに維持管理に関するものとする。

- 2 局長は、社団法人日本下水道協会が作成する試験問題が前項の規定を満たし、局長の登録を受けるために必要な技術を有する者であることを認定するに足りると認められた場合、これを試験問題として採用することができる。

(試験の受験資格)

第6条 規程第12条第1項第2号に規定する「これに相当する課程」とは、次の各号に掲げる課程とする。

- 一 土木科
- 二 農業土木科又は農業工学科
- 三 建築科
- 四 局長が前各号に掲げるものに準ずるものとして認める課程

2 規程第12条第1項第3号に規定する「その他管理者が相当の資格があると認められた者」とは、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令36号)による中等学校以上の学校(以下「高等学校」という。)を卒業した者で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事あるいは水道工事(以下「排水設備工事等」という。)の設計又は施工に関し、1年以上の実務経験を有する者
- 二 高等学校を卒業した者で、農(漁)業集落排水施設又はコミュニティプラントあるいは合併処理浄化槽等(以下「農業集落排水施設等」という。)の工事の設計又は施工に関して1年以上の実務経験を有する者
- 三 職業能力開発促進法(旧「職業訓練法」昭和44年法律第64号)による公共職業能力開発施設において、建築設備科、建築設備施工科、住宅リフォーム科、マンション改修施工科、配管科又はこれに相当する学科の普通課程(1年制)又はこれらに相当する課程を修了した者
- 四 農業集落排水施設等の工事の設計又は施行に関して2年以上の実務の経験を有する者
- 五 前各号に掲げる者に準ずるものとして局長が認めた者

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受験することができない。

- 一 精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 不正行為等によって試験の合格を取り消され、2年を経過していない者

4 第2項第1号、第2号及び第4号、前項第3号並びに規程第12条第1項第1号に規定する年数は、試験の実施日を基準として算定するものとする。

(試験の合否判定)

第7条 局長は、東京都下水道局排水設備工事責任技術者資格試験等実施要領（平成23年5月25日付23下施排設第35号。）第6条に規定する合格基準に従い、試験の合否を判定する。ただし、第5条第2項の試験問題を採用した場合は、社団法人日本下水道協会が定める合格基準によることとする。

（合格の取消し）

第8条 局長は、試験の合格者が次のいずれかに該当することが判明したときは、試験の合格を取り消す。

- 一 試験の受験資格がないこと
- 二 不正行為等により試験に合格したこと

（資格認定の更新及び更新講習）

第9条 試験に合格した者の資格の有効期間は、合格の日以降最初に到来する4月1日を始期として、合格の日から5年を経過した日以降最初に到来する3月31日を終期とする。

- 2 資格者は、資格の有効期間満了に際し、引き続き資格の認定を受けようとするときは、当該有効期間が満了する日前1年以内に、次条に規定する更新講習を修了しなければならない。
- 3 更新講習を修了した者の資格の有効期間は、第1項の規定を準用する。ただし、「合格の日」を「更新講習を修了した日」と読み替えるものとする。

（更新講習の実施）

第10条 局長は、資格の認定を受けた者の資格を更新するため、毎年1回更新講習を実施する。

- 2 局長が必要と認めるときは、更新講習の実施回数を変更することができる。

（更新講習の内容）

第11条 更新講習は講義、テキストによる自己学習形式又はオンラインによる学習形式による。講習の内容は、第5条第1項と同様とする。

- 2 更新講習のテキストは局長が作成する。ただし、テキストの内容は、社団法人日本下水道協会が発行する「排水設備工事責任技術者講習用テキスト」に準拠することができる。

（排水設備工事責任技術資格者証）

第12条 局長は、試験に合格した者又は更新講習を修了した者に対し、別記第1号様

式により排水設備工事責任技術資格者証を交付する。

(排水設備工事責任技術者証)

第12条の2 局長は、試験に合格した者又は更新講習を修了した者の申請に基づき、別記第2号様式により排水設備工事責任技術者証を交付する。

(その他)

第13条 試験又は更新講習に関することで、この要綱に定めのない事項については、局長が別に要領に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成23年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、既に日本下水道協会東京都支部長が実施した試験に合格している者又は更新講習を修了している者で、この要綱の施行の日現在有効である資格を有する者はこの要綱に定める資格者とみなす。

3 前項の規定によりみなされた資格者に対して日本下水道協会東京都支部長が発行した資格者証はこの要綱に定める資格者証とみなす。

(廃止)

4 平成13年4月1日付12下業排設第98号「排水設備工事責任技術者資格試験の受験資格について」は廃止する。

附 則

1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和元年12月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和3年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

(第1号様式)

排水設備工事責任技術資格者証

<b>排水設備工事責任技術資格者証</b>	
氏名	〇〇 〇〇
住所	
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
取得年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
有効期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
資格番号	200-〇〇〇〇〇
東京都公営企業管理者	下水道局長 公印

(第2号様式)

排水設備工事責任技術者証

<b>排水設備工事責任技術者証</b>		
登録番号	100-〇〇〇〇〇	写真
登録年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
東京都公営企業管理者	下水道局長	公印